

横浜市市税条例の一部改正（平成 29 年 9 月分）

税目・改正項目	改正案の内容																																																			
<p>個人市民税</p> <p>個人市民税 所得割の税率変更</p>	<p>○ 県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲による、所得割の税率の変更 [市税条例第 29 条の2]</p> <p>県費負担教職員に係る給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴う税源移譲のため、地方税法が改正され、所得割の標準税率が変更されました。 このことから、所得割の税率を6%から8%に変更します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;">改正前</td> <td style="width: 35%;">改正後</td> </tr> <tr> <td>市民税</td> <td>6%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>4%</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>【適用】平成30年度分の個人市民税から</p>		改正前	改正後	市民税	6%	8%	県民税	4%	2%																																										
	改正前	改正後																																																		
市民税	6%	8%																																																		
県民税	4%	2%																																																		
<p>固定資産税・都市計画税</p> <p>課税標準の特例措置に係る課税割合の設定</p> <p>【わがまち特例】 課税標準の特例措置等について、国が一律に定めていた課税割合を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み</p>	<p>○ 児童福祉法に規定する事業所内保育事業等の用に供する固定資産に係る課税割合の設定 [市税条例第 47 条、市税条例附則第9条]</p> <p>保育の受け皿整備の促進のため、以下の事業の用に供する固定資産について、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり、課税割合を設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合を設定した理由</th> </tr> <tr> <th>従前</th> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(定員5人以下) の用に供する家屋及び償却資産</td> <td>1/2</td> <td>【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3</td> <td>1/3</td> <td>低年齢児の保育ニーズに柔軟に対応できることから、待機児童解消に有効であるため。</td> </tr> <tr> <td>政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産※</td> <td>新設</td> <td>【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3</td> <td>1/3</td> <td>企業の保有する土地等を活用し、かつ多様な就業形態に応じた柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消に有効であるため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※企業主導型保育事業の用に供する固定資産について 【対象】平成 29 年4月1日から平成 31 年3月 31 日までに設置する施設等 【適用】最初に政府の補助を受けた日の属する年の翌年度から5年度分</p> <p><参考>従前の保育施設等に対する固定資産税の取扱い一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">保育施設等の種類</th> <th>従前の固定資産税の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">認可保育所等</td> <td colspan="3">認可保育所</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">地域型保育事業 (主に満3歳未満の乳児・幼児を対象)</td> <td colspan="2">小規模保育事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">事業所内保育事業</td> <td>利用定員6人以上</td> </tr> <tr> <td>利用定員5人以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業</td> <td>特例措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">認可外保育施設</td> <td colspan="3">幼保連携型認定こども園</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td colspan="3">企業主導型保育事業</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">横浜保育室</td> <td>全額減免</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	課税割合			課税割合を設定した理由	従前	地方税法	本市	・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(定員5人以下) の用に供する家屋及び償却資産	1/2	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3	低年齢児の保育ニーズに柔軟に対応できることから、待機児童解消に有効であるため。	政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産※	新設	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3	企業の保有する土地等を活用し、かつ多様な就業形態に応じた柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消に有効であるため。	保育施設等の種類				従前の固定資産税の取扱い	認可保育所等	認可保育所			非課税	地域型保育事業 (主に満3歳未満の乳児・幼児を対象)	小規模保育事業		事業所内保育事業	利用定員6人以上	利用定員5人以下	家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業			特例措置	認可外保育施設	幼保連携型認定こども園			非課税	企業主導型保育事業			(新設)	横浜保育室			全額減免
対象資産	課税割合			課税割合を設定した理由																																																
	従前	地方税法	本市																																																	
・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(定員5人以下) の用に供する家屋及び償却資産	1/2	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3	低年齢児の保育ニーズに柔軟に対応できることから、待機児童解消に有効であるため。																																																
政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する固定資産※	新設	【参酌基準】 1/2 【範囲】 1/3～2/3	1/3	企業の保有する土地等を活用し、かつ多様な就業形態に応じた柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消に有効であるため。																																																
保育施設等の種類				従前の固定資産税の取扱い																																																
認可保育所等	認可保育所			非課税																																																
	地域型保育事業 (主に満3歳未満の乳児・幼児を対象)	小規模保育事業																																																		
		事業所内保育事業	利用定員6人以上																																																	
			利用定員5人以下																																																	
家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業			特例措置																																																	
認可外保育施設	幼保連携型認定こども園			非課税																																																
	企業主導型保育事業			(新設)																																																
	横浜保育室			全額減免																																																

税目・改正項目		改正案の内容													
固定資産税・都市計画税	課税標準の特例措置に係る課税割合の設定	<p>○ 認定市民緑地の用に供する土地に係る課税割合の設定 [市税条例附則第9条]</p> <p>都市緑地法の改正に伴い、民間事業者等が設置管理計画を作成し、市長の認定を受けて緑地の設置・管理等を行う市民緑地認定制度が創設され、わがまち特例の対象とされました。これに伴い、次のとおり、課税割合を設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象資産</th> <th colspan="3">課税割合</th> <th rowspan="2">課税割合を設定した理由</th> </tr> <tr> <th>従前</th> <th>地方税法</th> <th>本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 認定市民緑地の用に供する土地 ※認定市民緑地の要件 設置者：市町村長の認定を受けた緑地保全・緑化推進法人 面積：300㎡以上 期間：5年以上 緑化率：20%以上 </td> <td>新設</td> <td> 【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6 </td> <td>1/2</td> <td>市民緑地認定制度を積極的に活用し、民間事業者等による緑の総量の補完と質の高い維持管理を推進するため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 29 年6月 15 日から平成 31 年3月 31 日までに新たに設置した土地 【適用】認定市民緑地を設置した日の翌年度から3年度分</p>	対象資産	課税割合			課税割合を設定した理由	従前	地方税法	本市	認定市民緑地の用に供する土地 ※認定市民緑地の要件 設置者：市町村長の認定を受けた緑地保全・緑化推進法人 面積：300㎡以上 期間：5年以上 緑化率：20%以上	新設	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6	1/2	市民緑地認定制度を積極的に活用し、民間事業者等による緑の総量の補完と質の高い維持管理を推進するため。
		対象資産		課税割合				課税割合を設定した理由							
従前	地方税法		本市												
認定市民緑地の用に供する土地 ※認定市民緑地の要件 設置者：市町村長の認定を受けた緑地保全・緑化推進法人 面積：300㎡以上 期間：5年以上 緑化率：20%以上	新設	【参酌基準】 2/3 【範囲】 1/2～5/6	1/2	市民緑地認定制度を積極的に活用し、民間事業者等による緑の総量の補完と質の高い維持管理を推進するため。											
都市計画税	減額措置の延長・拡充	<p>○ 耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額措置の延長 [市税条例附則第 13 条の9]</p> <p>耐震改修が義務付けられた住宅以外の家屋(百貨店、病院等)で耐震改修を行ったものに係る固定資産税の減額措置が3年間延長されたことから、本市で独自に設けている都市計画税の減額措置についても同様に3年間延長します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>減額内容</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震改修が義務付けられた住宅以外の家屋で耐震改修を行ったもの</td> <td>1/2を減額</td> <td>耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度から2年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 29 年4月 1日から平成 32 年3月 31 日までに耐震改修工事が行われたもの</p> <p>○ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する都市計画税に係る減額措置の拡充 [市税条例附則第 13 条の8の2]</p> <p>耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置が2/3に拡充されました。</p> <p>本市では独自に、耐震改修住宅又は省エネ改修住宅に係る都市計画税についても、固定資産税と同様に減額する措置を設けています。</p> <p>これらを踏まえ、今回拡充された認定長期優良住宅に係る都市計画税についても、同様に減額措置を拡充します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>減額内容</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当することとなったもの</td> <td>2/3を減額</td> <td>改修工事が完了した日の属する年の翌年度分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【期間】平成 29 年4月 1日から平成 30 年3月 31 日までに当該改修工事が行われたもの</p>	対象	減額内容	適用	耐震改修が義務付けられた住宅以外の家屋で耐震改修を行ったもの	1/2を減額	耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度から2年度分	対象	減額内容	適用	耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当することとなったもの	2/3を減額	改修工事が完了した日の属する年の翌年度分	
対象	減額内容	適用													
耐震改修が義務付けられた住宅以外の家屋で耐震改修を行ったもの	1/2を減額	耐震改修工事が完了した日の属する年の翌年度から2年度分													
対象	減額内容	適用													
耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当することとなったもの	2/3を減額	改修工事が完了した日の属する年の翌年度分													
その他		<p>○ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の延長 [市税条例附則第 17 条]</p> <p>平成 28 年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、燃費性能の見直しが行われ、2年間延長されたことから、同様に2年間延長します。</p> <p>【対象】平成 29 年度又は平成 30 年度中に新規取得した3輪及び4輪の軽自動車で一定の基準(燃費性能等)を満たすもの 【適用】平成 30 年度分、平成 31 年度分(取得の翌年度分のみ)</p> <p>○ その他、条文整備</p>													